第八条第九号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあっては、当該特定動物の取引を行わないこと。

第八条第八号を同条第九号とし、第七号中「情報を」の下に「貸出先に対して」を加え、同号ホ中「その他」を「その他の」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　販売業者にあっては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。

第八条の次に次の一条を加える。

（販売に際しての情報提供の方法等）

第八条の二　法第二十一条の四の環境省令で定める動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物とする。

2　法第二十一条の四の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　品種等の名称
二　性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
三　平均寿命その他の飼養期間に係る情報
四　飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
五　適切な給餌及び給水の方法
六　適切な運動及び休養の方法
七　主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
八　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
九　前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
十　遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
十一　性別の判定結果
十二　生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
十三　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
十四　繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
十五　所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
十六　当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
十七　当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
十八　前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

第十条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第三項第三号ニ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条の次に次の八条を加える。

（犬猫等の個体に関する帳簿の備付け）

第十条の二　法第二十二条の六第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該犬猫等の品種等の名称
二　当該犬猫等の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された犬猫等であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該犬猫等を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された犬猫等であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該犬猫等を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
三　当該犬猫等の生年月日（輸入等をされた犬猫等であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
四　当該犬猫等を所有するに至った日
五　当該犬猫等を当該犬猫等販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
六　当該犬猫等の販売又は引渡しをした日
七　当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
八　当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
九　当該犬猫等の販売を行った者の氏名
十　当該犬猫等の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
十一　当該犬猫等が死亡（犬猫等販売業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日
十二　当該犬猫等の死亡の原因

2　法第二十二条の六第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

3　前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

4　帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。

（犬猫等の個体に関する届出）

第十条の三　法第二十二条の六第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2　法第二十二条の六第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3　前項の期間は、新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合にあっては、登録を受けた日から登録を受けた年度の三月三十一日までの期間とする。

4　法第二十二条の六第二項第二号及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

（犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令）

第十条の四　法第二十二条の六第三項の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

（第二種動物取扱業者の範囲等）

第十条の五　法第二十四条の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設（動物（次項に規定する数を超えない場合に限る。）の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。）とする。

2　法第二十四条の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一　大型動物（牛、馬、豚、ダチョウ又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類若しくは鳥類に属する動物）及び特定動物の合計数　三